

（特殊建築物の敷地と道路との関係）

第28条 次の表に掲げる用途に供する特殊建築物であって、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、1,000平方メートル以下であるものの敷地は、道路に4メートル以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けなければならない。ただし、敷地の周囲に広い空地がある建築物その他これと同様の状況にある建築物であって避難及び通行の安全上支障がないと市長が認めるものについては、適用しない。

用途
学校，体育館，病院，診療所，劇場等，展示場，百貨店，市場，マーケットその他物品販売業を営む店舗，ダンスホール，キャバレー，遊技場，公衆浴場，ホテル，旅館，共同住宅，寄宿舍，下宿，倉庫（倉庫業を営む倉庫に限る。第32条において同じ。），自動車車庫及び自動車修理工場

（中略）

（倉庫等の敷地の出入口の設置の禁止）

第33条 倉庫等の敷地の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に接して設けてはならない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路（自家用自動車の自動車車庫においては幅員4メートル以上の道路に接し、かつ、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が6メートル以内の部分の敷地を道路状にし、交通の安全上支障がないようにする場合を除く。）
- (2) 交差点又は曲がり角から5メートル以内の道路の部分
- (3) 横断歩道，橋，踏切，トンネル又は陸橋から10メートル以内の道路の部分

（準用）

第34条 第28条ただし書の規定は、第30条第1項、第31条第1項及び前条に規定する敷地等について準用する。

2 第30条第3項の規定は、第31条第2項及び第32条に規定する空地について準用する。